

携行品の対象範囲を拡大

従来は保険金の支払対象外であったスキューバダイビングの用具を補償対象に含めます。

～ において、保険の目的の1個、1組または1対についてのお支払いの限度額は10万円または保険金額のいずれか低い額となります。

パスポート再発給に必要な通訳雇入費も補償

旅行先でパスポートの盗難の被害に遭われた場合、パスポートの再発行や渡航書の発行が必要になります。この手続きの際に日本大使館など在外公館に赴くための交通費、手数料や延泊代などは現在5万円を限度に補償しておりますが、今回、通訳雇入費も対象に加えると同時に、お支払い限度額を10万円に上げました。

(2) 救援者費用の補償内容を拡大

被保険者の救援活動のために現地で通訳を雇い入れた場合に要する費用も保険金の支払対象に含めます。

(3) その他の改定

改定項目	概要
保険期間の細分化	2ヶ月以内の保険期間を13区分から28区分に細分化し、旅行日数に応じたきめ細かい保険期間設定が可能となります。
保険設計の自由度を向上	傷害死亡、傷害治療費用のいずれかを付帯すれば、その他補償の組み合わせを自由に選択することが可能となります。
予期せぬトラブルの費用を補償 (旅行中の事故による緊急費用担保特約)	交通機関が遮断され移動不能になるなど、予測できない偶然な事故で発生した余分な費用(宿泊費・交通費等)を補償します。
賠償事故の補償範囲を拡大 (賠償責任危険担保特約)	被保険者が未成年者などの責任無能力者であった場合の、親権者等が負担する法律上の損害賠償責任も補償します。
航空機トラブルの補償範囲を拡大 (航空機遅延費用等担保特約)	着陸地の変更により生じる追加の宿泊費・交通費等も補償します。
旅行変更費用の補償範囲を拡大 (旅行変更費用担保特約)	旅行の同行者(友人等)またはその親族の死亡・危篤・14日以上入院等による旅行キャンセルや中途帰国の費用も補償します。

3. 発売日・販売方針等

平成18年6月1日以降を保険始期とする契約について、4月25日から発売を開始します。契約タイプはお客様のニーズに合わせ、傷害死亡保険金額1,000万円～1億円までのプランをご用意し、お客様のニーズに応える本商品を当社の全てのチャンネルにて積極的に販売することで、対前年比で5%増の販売を見込んでいます。

(1) 短期のご旅行では携行品の損害による事故のウェイトが高い

【平成16年度 当社海外旅行傷害保険支払いデータ】

	携行品の損害 によるお支払い	病気・ケガ によるお支払い	賠償・その他 によるお支払い	合計
保険期間5日以内 のご契約	30.7%	55.4%	13.9%	100.0%
全保険期間	6.4%	91.6%	2.0%	100.0%

(2) 新旧商品 類似タイプの保険料例(保険期間12～15日の場合)

【新商品】

保 険 金 額 (一 契 約 金 額)	傷害死亡	3000万円
	傷害後遺障害	3000万円
	治療・救援費用 ^(注1)	3000万円
	疾病死亡	3000万円
	入院一時金	10万円
	賠償責任(免責金額:0円)	1億円
	携行品(免責金額:0円) ^(注2)	30万円
	旅行中の事故による緊急費用	5万円

保 険 料	保 険 期 間	12日	9,570円
		13日	9,960円
		14日	10,330円
		15日	10,630円

(注1)「救援者費用等追加担保特約(支払限度300万円)」および「救援に関する通訳雇入費用担保特約」が付帯されています。

(注2)「新価払特約(携行品損害担保特約用)」が付帯されています。

(注3)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されています。

【従来商品】

傷害死亡・後遺障害 ^(注1)	3000万円
治療・救援費用 ^(注2)	2000万円
疾病死亡	3000万円
入院一時金	5万円
賠償責任(免責金額:0円)	1億円
携行品(免責金額:0円)	50万円
寄託手荷物遅延	10万円
航空機遅延	2万円

12日から15日まで	9,600円
------------	--------

(注1)「海外旅行保険特約(死亡特別保険金割合100%)」が付帯されています。

(注2)「救援者費用等担保特約の一部変更に関する特約」および「救援者費用等追加担保特約(支払限度300万円)」が付帯されています。

(注3)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されています。